土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 木付 親次

1 日 時

平成30年4月18日(水) 午後2時59分から 午後4時31分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

木付親次、羽野武男、毛利正徳、濱田洋、御手洗吉生、守永信幸、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 阿部洋祐 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1)中津市耶馬溪町金吉地区土砂崩れについて、執行部から説明を受けた。
- (2) 平成30年度行政組織及び重点事業等について、執行部から説明を受けた。
- (3) 県計画等の策定・変更スケジュールについて、執行部から報告を受けた。
- (4) 県内所管事務調査を5月10日、17日、18日、23日、24日及び31日に実施することを決定した。
- (5) 県外所管事務調査を7月17日から19日に実施することを決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 小春拓也 政策調査課政策法務班 主任 中川悠

土木建築委員会次第

日時:平成30年4月18日(水)15:00~

場所:第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係 15:00~16:30

- (1) 中津市耶馬溪町金吉地区土砂崩れについて
- (2) 平成30年度行政組織及び重点事業等について
- (3) 諸般の報告①県計画の策定・変更スケジュールについて
- (4) その他

3 協議事項 16:30~16:40

- (1) 県内所管事務調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

木付委員長 ただいまから委員会を開きます。 説明に入る前に、本日は初めての委員会でも ありますので、まず、私から御挨拶を申し上げ ます。

[委員長挨拶]

木付委員長 では、委員の皆さんの自己紹介をお願いします。

[委員自己紹介]

木付委員長 次に、事務局職員を紹介します。 議事課の小春君です。(起立挨拶)

議事課の中川君です。 (起立挨拶)

続きまして、執行部の自己紹介をお願いしま す。

[阿部十木建築部長挨拶]

〔幹部職員自己紹介〕

木付委員長 ここで、今任期中の土木建築委員 会における委員外議員の発言について、委員の 皆さまにお諮りします。

委員外議員からの発言の申出については、会 議規則により、委員会がそれを許すか否かを決 めると定められております。

本委員会の円滑な運営のため、委員から特に 御異議が出た場合を除き、発言を許すか否かに ついては、委員長に一任いただきたいと存じま すが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

木付委員長 御異議がないので、今後、委員外 議員の発言を許すか否かについては、私に御一 任いただきます。

それでは、土木建築部関係の中津市耶馬溪町 金吉地区土砂崩れについて執行部の説明を求め ます。

亀井砂防課長 中津市耶馬溪町における大規模 斜面崩壊について御説明いたします。

A3横の資料を御覧ください。

4月11日の明け方に発生した中津市耶馬溪町における大規模斜面崩壊は、高さ100メートル、幅200メートルの規模で発生し、4世

帯の家屋が被災するとともに、道路や河川にも 土砂が一部流出しました。

県では、情報覚知後、午前5時40分に災害警戒本部を設置し、自衛隊や緊急消防援助隊の派遣要請を行うとともに、国土交通省や建設業協会などにも支援をいただき、県や市など関係機関が一体となって、24時間体制で行方不明者の捜索や土砂の撤去を続けています。

資料裏面を御覧ください。

現在、作業の安全確保の観点から、監視カメラや雨量計を設置するとともに、崩壊箇所に3台の伸縮計を設置し、一定以上の土砂移動があった場合に作業に従事されている方々へ危険を周知するなど、安全対策を実施しています。

また、土砂の流出により金吉川の流れが妨げ られないよう仮設の配水管を設置するとともに、 水位計も設置して監視を続けています。

こうした中、4月18日10時現在、懸命な 捜索の結果、大変残念ながら3名の死亡を確認 し、依然として3名の方が行方不明の状況です。 中津市では、今後も二次災害のおそれがある ことから、7世帯18名に避難勧告を発令して いるところです。

また、今回の崩壊を受け、県では4月12日 から13日にかけて、金吉川沿いの土砂災害危 険箇所など78か所の緊急点検を実施しました。

点検は、浮き石や湧水などを目視で確認するとともに、地元住民の方に濁った湧水やひび割れなどの前兆現象について聞き取りを行いましたが、全ての箇所で大規模崩壊の前兆現象は確認されませんでした。

ただし、10か所で過去の小規模崩壊や浮き 石などが確認されたため、これからの出水期に 向けて定期的な巡回などが必要と判断しました。

この調査結果については、調査箇所の地元住民の方や中津市及び玖珠町にも説明しています。

資料表面を御覧ください。

最後に、今回の原因についてですが、発生直

後に国土交通省や九州大学などの学識経験者が 現地に入り調査を行った結果、風化が進んでも ろくなった岩盤が土砂の層を巻き込みながら起 きたもので、極めてまれなケースであり、詳細 は今後の調査が必要とのことでした。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

毛利委員 私は中津市なので、発生した日から毎日現場に行かせていただいて、今朝も10時からいたんですけど、県として、知事も迅速な対応をしていただき、現場視察もしていただいて、大変ありがたく感謝申し上げる次第です。

それで、2点お伺いしたいんですが、当日の 5時40分に大分県災害警戒本部を設置という ことですが、現場は対策本部という名称になっ ているようです。この大分県が作っている警戒 本部と対策本部に何か違いがあるのか。

要するに何が言いたいかというと、初日から 自衛隊の方や国交省、消防、警察、県土木、市 など多くの方々の力を借りて人命救助をやって いるんですけど、こういう場合の指揮命令系統 がどうなっているのかというのをお聞かせ願い たい。また、そのための警戒本部と現場対策本 部との役割分担というのはどうなっているのか というのが1点。

それと、この資料の最初の説明の部分ですけ ど、県道平原耶馬溪線、これ県道ですよね。現 場に行っていただいた方は分かると思うんです が、ここは生活道路でもありまして、道路標識 や交通規制があるわけでもないので、多くの方 が通ったり駆けつけてみたりとかがあります。

事故が起きそうな――起きていませんけど、 我々も毎日行っているから、今にも事故が起き そうだと分かるんですよね。だから、そういっ た部分の県と警察との連携がどのように行われ ているのか、その2点をお伺いしたい。

阿部土木建築部長 県の警戒本部と現地の対策 本部の関係は、防災局が管轄している話ではあ りますけれども、私が認知している限りでは、 警戒本部は、県庁の中で様々なセクションの職 員が集まって本部を立ち上げて、正に今、コン トロール部隊としてやっていると思います。

一方で、現地対策本部は、人命救助のために、 自衛隊を含めた様々な団体が集合している場所 で、危険な状況であるから作業を中止するとか、 そういった現地での臨機応変な対応をしている と受け止めております。

また詳細は補足してもらいますけれども、道 路の関係についても、発生当時から警察本部に 交通規制をしていただいています。

道路が非常に狭いということもあり、緊急対応をする関係車両に限定しなければならないため、我々も道路管理者として警察の交通管理者がどうしているかという情報を持っておりますけれども、交通規制等については警察でしっかりとやっております。ただ、関係者が多いというのは事実でございまして、500人を超える救助体制であり、支援物資を運ぶこともあるので、それだけでも大変な状況だというのは私も現地で見ております。

亀井砂防課長 御質問は県の警戒本部と市の現 地対策本部との関係ということですか。

毛利委員 関係と、さきほど言ったように指揮 命令が現場に下りてどのようになされているの かなというのが。

県は今言ったように情報収集だけであるから、 現場対応については、県が関与せず、全て現場 の中津市と国交省と警察と自衛隊がやっている という形なのか、その辺が分かれば教えていた だきたい。今の体制が悪いという意味じゃなく て、こういった災害が起きてどのような形で事 が進んでいるのかなということ。

阿部土木建築部長 情報共有、連携という意味ではしっかりとできていると。現地の対策本部における現地での対応の一元化と、それと県の警戒本部の情報処理といいますか、本部同士のつながりというのはしっかり持たれていると思っております。

毛利委員 分かりました。いずれにしても多く の方々の力を借りて、一日も早い救出を願って おりますので、引き続きよろしくお願いします。

木付委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

木付委員長 ほかに御質疑等もないので、以上 で中津市耶馬溪町金吉地区土砂崩れに関する説 明を終わります。

次に、平成30年度行政組織及び重点事業等 について執行部の説明を求めます。

阿部土木建築部長 それでは、土木建築部の概要につきまして、総括的な説明をさせていただきます。

土木建築委員会資料の1ページをお開き願い ます。

最初に、1の組織でございますが、平成30年度は平成29年度と同様に、本庁は12課3室、地方機関は12土木事務所を含めて14事務所となっております。

2の職員でございますが、本庁及び地方機関で事務職員278人、技術職員469人、技能 労務職員72人の合計819人となっております。

3の平成30年度の主な組織改正について、 3点ございます。

1点目は災害からの復旧・復興のための土木 事務所の体制強化です。被災した日田土木事務 所では河川砂防班を3名増員して2班体制に、 臼杵土木事務所では用地班1名、河川砂防班2 名を増員し体制を強化しております。また、災 害からの復旧、復興に加えて、中津日田道路整 備の本格化に備え、日田土木事務所に次長兼建 設課長を配置したところです。

次のページを御覧ください。

2点目は大分土木事務所道路課の体制強化です。庄の原佐野線の延伸や国道197号の自転車歩行者道の再整備を推進するため、約30名の大規模課となっていた道路課を道路保全課、道路建設課に分割して体制を強化しました。

3点目は営繕業務の土木事務所への移管です。 これまで主に施設整備課で発注していた営繕業 務について、施工業者及び職員の負担軽減の観 点から土木事務所へ移管し、それに伴い各土木 事務所の体制を整備したところでございます。

次に、土木建築部関係の当初予算について、 御説明いたします。

初めに、(1) 当初予算のうち、一番上の一

般会計につきましては、土木建築部総額で91 5億6,626万4千円を計上しております。

その内訳は、公共事業が623億2,793 万1千円、単独事業が292億3,833万3 千円となっております。

土木建築部の総額は、県総額6,169億4,500万円に対して、14.8%の占有率となっております。

また、29年度当初予算額と比較いたします と、率にして103.2%、金額で28億1, 038万2千円の増となっております。

次に、資料には記載しておりませんが、30 年度当初予算の主な点について御説明いたします。

公共事業における主な取組としては、九州北部豪雨及び台風第18号災害からの早期復旧はもとより、玉来ダムの整備や河川改修等の治水対策、砂防施設の整備等土砂災害対策、南海トラフ地震に備えた大分臨海部コンビナート護岸の強化など、防災力の強化に取り組みます。

また、九州の東の玄関口として、人や物の流 れの拠点化を進めるため、中九州横断道路や中 津日田道路など広域道路ネットワークの整備に も重点的に取り組んでまいります。

単独事業における主な取組としては、災害を 教訓として、流下能力が低下した河川の河床掘 削や、大規模地震に備えた住宅の耐震化などに 取り組んでまいります。

加えて、ラグビーワールドカップの開催に向けた大分スポーツ公園総合競技場の改修やおもてなしの道路環境整備、九州の東の玄関口の拠点となる大分港や別府港において、港湾計画の変更に向けた調査、検討にも取り組みます。

続きまして、特別会計予算ですが、2ページの中ほど、上から二つ目の公債管理特別会計は、 道路事業、街路事業における国からの無利子貸付金の償還に係るもので、歳入歳出予算の総額 は4億1,546万1千円でございます。

その下、臨海工業地帯建設事業特別会計は、 大分港6号地の整備及び維持管理や、起債元利 償還金などに係るもので、歳入歳出予算の総額 は4億572万7千円でございます。 その下、港湾施設整備事業特別会計は、ふ頭 用地の整備、大分港大在コンテナターミナルを はじめとした港湾施設の管理運営や、上屋など の港湾施設の維持修繕、起債元利償還金などに 係るもので、歳入歳出予算の総額は18億97 3万6千円でございます。

次に、3ページの(2)繰越明許費について、 御説明いたします。

この表は、平成29年度から平成30年度への繰越しについて、さきの29年第3回、第4回定例会及び30年第1回定例会で御承認いただいた繰越限度額を、公共、単独別に記載したものでございます。

繰越限度額としては、合計欄の一番右にある とおり、一般会計で487億6,246万4千 円、臨海工業地帯建設事業特別会計で5億6, 900万円、港湾施設整備事業特別会計で2億 6,300万円、総計495億9,446万4 千円の御承認をいただいております。

次の4ページから6ページまでは、当初予算 の科目別の予算額を記載しております。

このうちの主な事業につきましては、関係課 長から説明させていただきますのでよろしくお 願いします。

藤田土木建築企画課長 土木建築企画課関係に ついて、御説明いたします。

資料の7ページをお開き願います。

まず、1の組織ですが、当課の班の構成は、 総務班、経理・厚生班、企画管理第一班、企画 管理第二班及び建設業指導班の5班で、33名 の職員を配置しています。

続いて地方機関ですが、次の8ページから1 1ページにかけて記載しているように、12土 木事務所に、合わせて561名の職員を配置し ております。

次に、12ページをお開き願います。

3の重点事業について御説明いたします。

(1)の建設産業構造改善・人材育成支援事業ですが、建設投資の減少や受注競争の激化等に伴い体力が低下している建設業者の経営改善や、新分野進出、企業合併等の経営力強化に向けた取組を支援します。

また、若年層の入職者の減少などにより人手不足が深刻化している建設業の担い手の育成、確保に向けて、積極的に就労環境の改善を行う業者や、ICT機器の導入など生産性向上につながる取組を行う業者への支援を行うほか、メディア等を活用した若年層への建設産業の魅力発信等を行います。

これらの取組を通じて、県内建設業界の活性 化やイメージアップを図ってまいります。

後藤公共工事入札管理室長 公共工事入札管理 室関係について、御説明いたします。

資料の13ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、当室には、6名の職員を配置し、公共工事の入札契約制度に関する業務を行っております。

3の主要な取組ですが、入札契約制度における透明性、公正性、競争性確保の観点から、一般競争入札の適切な運用や入札、契約に関する情報の公表に取り組んでいます。また、工事の品質確保を目的とした総合評価落札方式やダンピング対策としての最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を運用しています。

ここで、現在実施している入札制度の概要に ついて、御説明させていただきます。

次の14ページをお開き願います。

表の下の方の矢印で表示しているように、現在は予定価格4千万円以上の工事で一般競争入札を実施し、加えて5千万円以上の工事で総合評価落札方式を適用しています。

また、上の矢印で示しているように、ダンピング対策として、3億円未満の工事において最低制限価格制度、3億円以上の工事においては低入札価格調査制度を設けています。

地域の安全、安心を支える健全な地元中小企業の育成、確保を見据え、一般競争入札の対象金額の拡大は控えておりますが、今後とも透明性、公正性、競争性及び工事品質の確保等に資するよう、入札契約制度の適切な見直し、運用に努めてまいります。

湯地建設政策課長 建設政策課関係について、 御説明いたします。

資料の15ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、当課の班の構成は、管理調整班、企画・アセットマネジメント推進班、技術・情報システム班及び事業・環境評価対策班の4班で、20名の職員を配置しています。

次に、16ページをお開き願います。 3の重点事業について御説明いたします。

- (1)の共生のまち整備事業は、高齢者や障がい者を含む全ての県民が安心して快適に生活できるよう、歩道の段差解消や、県有施設へのスロープ、手すりの設置など、県が管理する公共施設のバリアフリー化を推進するものでございます。
- (2) の地域の安心基盤づくりサポート事業は、地域の方々からの要請に応じて生活環境の保全等を図るため、河川や砂防施設などを対象に支障木の伐採や管理道の整備等を行うとともに、住民、NPO、ボランティア等による地域活動を支援するため、資機材の貸与等を行うものでございます。
- (3)の社会インフラ災害情報収集力強化事業ですが、空撮用のドローンを新たに県内の4 土木事務所に導入し、全土木事務所への配備を 完了させるものです。これは災害時における情報収集力の強化を図ることに加え、工事進捗状況の確認や地元説明会などにおける、分かりやすい資料作成にも活用するものでございます。

高瀬工事検査室長 工事検査室関係について、 御説明いたします。

資料の17ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、当室の班の構成は、 工事検査第一班と工事検査第二班の2班体制で、 8名の職員を配置しています。

2の分掌事務としては、土木建築部、農林水産部の工事の検査を行っており、両部の検査の統合、一元化により、検査の充実、効率化に努めております。

重点事業については特にございませんが、主要な取組として、工事監督、検査業務に関する研修の充実に取り組んでまいります。

現在、工事完了時には、公共工事の品質確保、 向上を目的として技術検査、指導に重点を置い て検査を行っていますが、今後、検査員、監督 員の技術向上や成績評定における評価者のスキ ルアップを進めるため、業務経験に応じ、実例 をいかしたきめ細かい研修に取り組んでまいり ます。

渡辺用地対策課長 用地対策課関係について、 御説明いたします。

資料の18ページをお開きください。

まず、1の組織ですが、当課の班の構成は、 用地指導班及び収用管理班の2班で、9名の職員を配置しています。

次に、2の分掌事務としては、用地指導班は、 主に各土木事務所及び玉来ダム建設事務所に対 する用地取得に関する事務についての指導、関 係各課との連絡、調整及び大分県土地開発公社 の指導、監督等の業務を行っています。

また、収用管理班は、収用委員会の事務局と しての業務及び市町村等が起業者である事業の 事業認定等の業務を行っております。

重点事業については特にございませんが、主要な取組として、事業進捗を図るために必要な事業用地の計画的取得に向け、各土木事務所への指導を行うととともに、用地担当職員の資質向上に向けた各種研修の充実を図ってまいります。

稲井道路建設課長 道路建設課関係について、 御説明いたします。

資料の19ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、当課の班の構成は、 管理班、高速交通・企画班、国道班及び県道班 の4班で、18名の職員を配置しています。

次に、20ページをお開き願います。

3の重点事業について御説明いたします。

(1)の道路改良事業ですが、県内外の拠点間を結ぶ幹線道路として、また、地域の生活道路として重要な機能を有する国道、県道の整備を、部の長期計画である「おおいた土木未来(ときめき)プラン2015」や、道路の部門計画である「おおいたの道構想2015」に基づき、効果的、効率的に推進するものでございます。

具体的には、高崎大分線御幸工区などを含め

国、県道84か所で事業を進めます。

次に、21ページを御覧ください。高速交通 体系についてです。

平成28年4月に縦軸である東九州自動車道の北九州一大分一宮崎間が全線開通しましたが、本県区間は大半が暫定2車線であるため、4車線化に向け、引き続き国等に働きかけていきます。

また、横軸となる中九州横断道路の建設促進について、図の中央、水色の点線部分ですが、 今年度開通予定の朝地一竹田間の1日でも早い 供用を要望していくとともに、先月13日には 竹田一阿蘇間の概略ルートや構造の検討を行う 計画段階評価の第2回委員会審議が行われたと ころであり、早期事業化についても引き続き国 に強く要請してまいります。

同じく、横軸となる中津日田道路について、図の左上、水色の点線部分ですが、国が事業を実施しています三光本耶馬渓道路は中津ICー(仮)田口IC間2.8kmが今年度開通予定でございます。残りの区間と県が事業主体の耶馬渓道路や日田山国道路などで引き続き整備を進めていきます。

山本道路保全課長 道路保全課関係について、 御説明いたします。

資料の22ページをお開き願います。

まず、1の組織ですが、当課の班の構成は、 道路管理班、防災・保全班及び施設改良班の3 班で、16名の職員を配置しています。

次に、23ページを御覧ください。

3の重点事業について御説明いたします。

- (1) の県単独の道路改良事業ですが、例えば、集落から病院へのアクセスや、通学、買物等の利便性の向上など生活の安全、安心を高めるとともに、より地域に密着したきめ細かな対応を行うものです。
- (2)の交通安全事業は、平成24年度以降、 学校、警察関係者等と実施している通学路の合同点検において抽出された危険箇所の対策を重点的に実施するとともに、バリアフリー新法に基づく歩道などのバリアフリー化の推進、交差点など事故発生割合の高い区間における交通事

故抑制対策を実施するものでございます。

- (3)の身近な道改善事業は、地域の暮らしを支える道路の整備として、道路敷の有効活用による通行スペースの確保、街路樹の見直しによる乗り入れ部等の見通し確保などを実施することで、地域に身近な道路の利便性、安全性の向上を図ります。
- (4)の道路施設補修事業は、高度経済成長期に建設された橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化に対応するため、長寿命化計画に基づき、計画的に補修を進めるものでございます。

また、緊急輸送道路上の橋梁につきまして、 大規模地震発生時に落橋や橋脚の倒壊等の致命 的な損傷を未然に防止するため、耐震補強を計 画的に実施してまいります。

後藤河川課長 河川課関係について、御説明い たします。

資料の24ページをお開き願います。

まず、1の組織ですが、当課の班の構成は、 管理・水資源対策班、企画調査班、河川整備班、 防災班及びダム・海岸班の5班で、21名の職 員を配置しています。

また、当課所管の地方機関として次の25ページに記載しておりますように、玉来ダム建設 事務所及び芹川・北川ダム管理事務所を設置しております。

次に26ページをお開き願います。

3の重点事業について御説明いたします。

まず(1)の広域河川改修事業ですが、台風や梅雨前線豪雨による洪水被害を防止、軽減するため、河道掘削や築堤、護岸等の改修工事を行い、河川の流下能力の向上を図るものでございます。

今年度も引き続き、昨年の九州北部豪雨や台 風第18号により被災しました、日田市の大肥 川や津久見市の津久見川などで事業を推進いた します。

次に、(2)の竹田水害緊急治水ダム建設事業ですが、平成3年度に稲葉ダム、玉来ダムが事業採択され、稲葉ダムは平成22年度に竣工したところです。

残る玉来ダムについては、26年度から工事

関連道路等に着手しており、29年度にはダム本体建設工事に着手し、現在、仮設備やダム基礎掘削を実施しているところです。今年度はさらにダム本体コンクリートの打設を開始するとともに放流設備工事を実施する予定です。

野口港湾課長 港湾課関係について、御説明いたします。

資料の27ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、当課の班の構成は、 管理班、企画調査班、港湾整備班、港湾環境班 及び港湾振興班の5班で、20名の職員を配置 しています。

次に28ページをお開き願います。

3の重点事業について御説明いたします。

(1)の九州の東の玄関口としての拠点化推 進事業でありますが、本県が九州の東の玄関口 として発展していくため、港湾計画の変更に向 けて、別府港ではフェリーの大型化対応やにぎ わいゾーン設置の検討、大分港では大在地区の ふ頭再編計画の検討を進めていきます。

また、大在地区を物流拠点と位置付け、荷物を集めるためのポートセールスに力を入れてまいります。

具体的には、大分港利用促進セミナーの県内外での開催、荷主を対象としたRORO船のトライアル利用助成などを、昨年度に引き続き行ってまいります。

亀井砂防課長 砂防課関係について、御説明いたします。

資料の29ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、当課の班の構成は、 管理・企画調査班、土砂災害防止対策班、砂防 施設整備班の3班で、14名の職員を配置して います。

次に、3の重点事業ですが、(1)の通常砂防事業・火山砂防事業は、土砂災害から人家、耕地及び公共施設等を守ることを目的として、砂防ダムや渓流保全工等の砂防設備の整備を行うものです。

次に、(2)の砂防事業調査費は、土砂災害が発生するおそれのある土地の範囲と、その程度を明らかにするため、土砂災害の原因となる

土地の状況等について基礎調査を行うものです。 この調査結果に基づき、土砂災害警戒区域等 の指定を行うことで、市町村における警戒避難 体制の整備が図られるとともに、土砂災害が発 生するおそれのある区域において、一定の開発 行為や建築物の構造規制が行われることとなり ます。

豊田都市・まちづくり推進課長 都市・まちづくり推進課関係について、御説明いたします。 資料の30ページをお開き願います。

まず、1の組織ですが、当課の班の構成は、管理・土地利用班、都市計画班、街路・区画整理班及び景観・まちづくり班の4班で、23名の職員を配置しています。

次の31ページを御覧ください。

3の重点事業について御説明いたします。

まず、(1)の街路改良事業は豊かで活力ある街づくりや安全で安心できる市街地形成のための街路整備を推進するものです。その中でも、地域高規格道路庄の原佐野線の整備は、広域連携や渋滞緩和、また、津波災害等の大規模災害時における緊急輸送路の確保など、大分県の発展と大規模災害時の対策に欠かせない重要な街路改良事業です。

30年度は、下郡バイパスから米良バイパス までの下郡工区において、道路詳細設計や用地 測量等に着手し、事業の推進を図ります。

(2)の魅力ある景観づくり推進事業は、本 県の恵まれた景観資源を有効活用して、地域振 興、観光振興を促進するため、市町村と連携し て、景勝地の景観保全のために展望台などから の眺望を阻害する樹木の伐採等を行うとともに、 魅力ある景観の保全・活用を図るためのセミナ ーや市町村ごとの検討会を開催するものです。

島津公園・生活排水課長 公園・生活排水課関 係について、御説明いたします。

資料の32ページをお開き願います。

まず、1の組織ですが、当課の班の構成は、 都市公園管理班、都市公園整備班及び生活排水 ・下水道班の3班で、14名の職員を配置して います。

次に3の重点事業ですが、(1)の県営都市

公園施設整備事業は、ラグビーワールドカップ 大分開催に備え、大分スポーツ公園総合競技場 の照明増設や芝生の育成強化のためグローライ ト導入等の整備を行うものです。

次の(2)生活排水処理施設整備推進事業は、 市町村が実施する生活排水処理施設整備に対 し、県費交付金及び補助金の助成を行うととも に、県下16市町において、合併処理浄化槽へ の転換に対する上乗せ補助を行い、本県の生活 排水対策の推進を図るものであります。

樋口建築住宅課長 建築住宅課関係について、 御説明いたします。

資料の33ページを御覧ください。

まず、1の組織ですが、当課の班の構成は、 管理・ニュータウン班、企画調査班、指導審査 班の3班で、11名の職員を配置しています。 次に34ページをお開き願います。

3の重点事業の(1)住宅耐震化総合支援事業です。

本事業は、昭和56年以前に建築された旧耐 震基準の木造住宅の耐震性を向上させるため、 耐震診断、耐震改修に対して市町村が補助する 場合に、その一部を助成するものでございます。

30年度は、さきの熊本地震で見られたマンション等の被害を踏まえ、従来の木造住宅に加え、マンション等共同住宅に対しても耐震アドバイザーを無料で派遣します。あわせて、耐震診断の定額化とともに、住宅の規模及び構造に応じた改修費用の助成など、住宅の耐震化を総合的に支援してまいります。

次に(2)の子育で・高齢者世帯住環境整備 事業です。

本事業は、子育て世帯の住環境の向上や3世代同居の支援、高齢者の暮らしの安心確保に向けた住宅改修等に対して市町村が補助する場合に、その一部を助成するものでございます。

但馬公営住宅室長 公営住宅室関係について御 説明いたします。

資料の35ページを御覧ください。

まず1の組織ですが、当室の班の構成は、住 宅整備班、住宅管理班の2班で、8名の職員を 配置しております。 次に3の重点事業ですが、(1)の県営住宅 等管理対策事業は、管理代行者への委託や計画 的修繕等により県営住宅等8,584戸の管理 を実施するものでございます。

次に(2)の県営住宅建設事業ですが、県営住宅の計画的な建て替えを実施するものでございます。大分市の城南住宅において、今年度第2期工事が完成する予定となっております。

中**園施設整備課長** 施設整備課関係について、 御説明いたします。

資料の36ページをお開き願います。

まず、1の組織ですが、当課は、企画調査班、 技術管理班、保全計画班及び施設整備推進班の 4班で構成されており、22名の職員を配置しています。

技術管理班については、土木事務所に対して 営繕業務の技術的な指導・管理を一元的に行う ことを目途に、今年度より組織改正したところ です。

次に、37ページを御覧ください。

3の重点事業について御説明いたします。

(1) の県有建築物防災対策推進事業は、県 有建築物の耐震補強に加え、建築設備の防災対 策強化や既存吊り天井の耐震化を計画的に行う ものでございます。

本年度は、西部及び北部保健所の非常用電源 設備整備工事、別府コンベンションセンターや 歴史博物館等の吊り天井耐震化工事などを予定 しております。

(2)の県有建築物保全事業は、床面積がおおむね1万平方メートル以上の17施設に地方総合庁舎などを加えた計156施設を対象に保全予算を一元的に管理し、計画的に保全を行い、施設の長寿命化と予算の平準化を目的に実施するものです。

本年度は、大分銀行ドームの鉄骨の塗装改修 工事及びiichiko総合文化センター内の グランシアタの舞台音響改修工事などを実施し ます。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

濱田委員 さっきの耶馬溪の時でも良かったんですけれども、いわゆる急傾斜地の捉え方なんですが、以前、土木建築委員会あるいは一般質問等の際に、県内には約2万か所の危険地域があるという答弁がありました。

その次に、1万9千か所というのが出てきまして、この崩壊が起きてから大分合同新聞の社説では1万何百か所、400か所か500か所だったと思いますけれども、随分縮まったんか、どこかもう一回見直しをかけたんか、その辺が分かれば。

ちょうど今から雨期に入りますし、毎年やっぱりこういう崩壊、特に人命に関わる事故が起きておりますので、その辺の捉え方ですね。例えば、2万か所あって今が1万何百か所でしたら、もう1万か所については、ある程度何らかの対策ができたとしか捉えられないんですけれども、実際に今どういう状況なのか。

また1万か所、2万か所というと相当な数があるので、我々が道路を通ってみても危ねえなというとこがたくさんありますわね。だから、それはやはり12の土木事務所、あるいは市町村等において、いろんな細かい対策が必要だと思うんですけれども、その対策はどのように考えておるのかお聞かせください。

亀井砂防課長 まず、数のお話ですが、委員がおっしゃる2万か所、あるいは1万9,640か所というのは、法律で定められたものではなくて、例えば、急傾斜地でありますと、角度が30度以上、高さが5メートル以上のところを急傾斜地と申します。さらには、その崖下に家があることがもちろん条件ですが、そういったものが約1万5千か所ございます。

それに加えて、沢地形で大雨が降ったときに、 沢の中に大きな水が出て土砂とともに流れる土 石流の危険箇所が約4千か所あって、残りは地 滑りなんですけど、そういった危険箇所、法に は縛られないけど危ないですよと皆さんにお知 らせしていたのが1万9,640か所となって おります。

広島の土石流の大災害を受けて、お知らせす るだけではだめだろう、法に基づいた取組が必 要だということで、土砂災害防止法が運用されております。

それにつきましては、ハード対策が目的というよりも、土砂災害のおそれのあるところがどういったところで、災害が起きたときにどういった地域が特に危ないのか、土砂がどこまで行くのか調べましょうというソフト対策が中心です。

今はこのソフト対策を進めており、危険箇所 2万か所に対して、ソフト対策的に皆さんにお 知らせする区域が1万か所を超えたという状況 となっております。ですから、2万か所の危険 箇所の中でハード対策が終わっているのは3割 程度。それも2万か所に対する3割じゃなくて、 人家5戸以上の約5千か所に対しての3割程度 なので、全ての危ないところを早急に実施する というのは非常に難しいだろうと思っています。 ハード対策については、その5千か所の中で も、例えば、下に老人ホームや避難所がある場 所など、選択と集中で取り組んでいきたいと考 えています。

しかし、それでは全部が守れないので、土砂 災害防止法に基づく調査をして、皆さんにあな たは危ないところに住んでいるんですよ、非常 に危ないところなので、何かあったときは土砂 災害警戒情報などを確認してまずは逃げてくだ さいといった、命を守るためのソフト対策を進 めております。ですから、平成31年度までに 調査を終えて、32年度には指定を終わりたい。 その間は、ソフト対策にシフトし、まずは命を 守ってもらうと。それ以降はまたハード対策に 戻りたいという方向性で土砂災害対策を進めて おります。

濱田委員 急傾斜地のような危険地域については、以前の58市町村の時代では、市の部分はともかく、町村では5軒以上で地元負担があって、用地は所有者が提供して、地元が1割負担ということでしたが、市町村合併によって大部分が市になりましたから、地元負担の1割というのは随分と解消したんですね。

しかし、玖珠町や九重町などの郡部では、ほんの2、3年前まではまだそれが残っておった

んですね。それがようやく市並みに地元負担が なくなったということであります。

それはいいんですけれども、やっぱり 5 軒、あるいは1軒でも危険なところはたくさんありますし、その辺をもう一度見直して対策をやらないと。起こらないに越したことはないんですけれども、今回みたいに雨はない、地震はない、何もないときに突然起こることも考えられますので、やはり再調査を相当にやって、そして 5 軒以上に限らず 3 軒でも 2 軒でも、ある程度地元と協議ができれば早急に取り組むことを市町村としっかり話してやるべきだと思いますけれども、その辺の考え方はどうですか。

亀井砂防課長 急傾斜事業につきましては、5 軒以上は県で、1軒から4軒については市町村 でして、そのうちの4割を県が補助する形で取 り組んでおります。

今年度も急傾斜事業については、委員の皆さまの御配慮をいただき、3千万円程度増額しております。

1軒から4軒につきましても、従前は2千万円程度だったんですけど、現在は8千万円まで増額しておりますので、今の枠組みで市町村とよく連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

濱田委員 今言われた、用地提供がありますよ ね。これはどの程度工事をやるのにネックになっておるんですか。やっぱり出したくないという人もおるので、それは率直なところどんな具合ですか。

亀井砂防課長 急傾斜地は、斜面があって下に 家があります。家の持ち主が斜面まで持ってい ると、それはやらなければということで事業が できるんですけど、斜面と家で持ち主が違うこ とが多うございます。ましてや斜面の持ち主に とっては、家が建っていなかったところに急に 建てられたりすると、あんた危ねえち分かっち ょるのに来たじゃねえかという思いもあるよう です。

急傾斜事業において用地が無償の理由は、斜面の持ち主は下の方に迷惑をかけないようにという考え方があり、下の家の人は斜面があると

いうことで入ってきておりますので、通常の用 地買収はせずに、斜面については無償で提供い ただき取り組んでおります。都会にいるとか、 よほど斜面の持ち主と仲が悪い場合以外は、用 地提供を拒むという話はほとんどないと認識し ております。

毛利委員 1点は濱田委員の質問の関連で、もう1点は別の件で質問です。先般、報道発表で福岡県と大分県の土砂災害警戒区域の数が出ました。大分県は1万1,454か所、その中で特別警戒区域が1万648か所という数字でした。これは今の濱田委員の質問への答えと一緒なのか違うのか、その特別というものがどう違うのかを教えていただきたいのが1点。

そして、34ページの建築住宅課の事業について、人口減少、少子高齢化への対応、さらに大分県の子育て満足度日本一を目指すという観点から、この事業は継続で私は大変すばらしい事業だと思っております。

私もそうですけど、3世代で1家族だったのが、今は核家族になって、それが原因で地域の中でいろんなマイナス要素が働いております。だから、子育て世代などがこういったものを利用すれば、やっぱりいろんな観点からプラスになっていくので、過去2、3年で市町村がどのように利用しているのか、あまり利用がないのか、これまでの事業の成果などを教えていただければと思います。この2点です。

亀井砂防課長 お手元に土砂災害警戒区域という資料をお配りしました。真ん中に黄色や赤が入った絵がございます。これの一番左端の崖崩れというところを見ていただきたいんですけど。その中で赤くなっているのが特別警戒区域で、ここに1軒かかっている。その崖からちょっと離れたところに家が1軒ございまして、これが警戒区域という状況です。ですから、調査してみたところ、崖下にすぐ家があって非常に危ないところは特別警戒区域になりますが、調査したらこの青い家が全くなかったところもありますので、箇所数としては黄色の警戒区域の方が多くて特別警戒区域が少なくなります。

樋口建築住宅課長 この事業は、平成25年に

スタートして、子育で支援、高齢者向けのバリアフリーのメニューを持っていました。28年度に3世代同居のメニューを加えて、25年から28年までの間の合計が394件でしたので、年間平均で100件程度の事業を行っております。昨年度は127件と約1.3倍の伸びを示しているところです。

ただ、やはり福祉部局と連携を図りながら、 今後もこの事業は伸ばしていかなければならな いと考えておりますので、今後も引き続き市町 村への働きかけと同時に進めてまいりたいと思 っております。

毛利委員 説明は分かりました。さきほど濱田 委員が言った急傾斜というのは区域じゃなくて、 こういう家が建っている地域で急傾斜のところ のことを言っているわけですね。(「はい」と 言う者あり)そうですね。だから、さきほどの 数と、私が示したのとは全く違うけど、これで 重なっている箇所がどれぐらいあるか把握して いるんですか。

亀井砂防課長 家の数という意味でしょうか。 (「家の数」と言う者あり)家の数でしたら、 例えば、ここの赤くなっている家の数が現在約 1万軒あります。ですから、今後はもう危険箇 所という言葉は使わずに土砂災害警戒区域と呼 び、ここをターゲットにハード、ソフト対策を 進めていくことになります。

毛利委員 なんで聞くのかというと分かりにくいからですね。だからそれをちょっと自分の頭の中で整理したいと。

それと3世代の件で、これはまず市町村に支援するんでしょうけど、今の大分県内の平均というか、100件にしたって、どこが多いとか少ないとか、そういうのがあるんですか。それが1点と、これは金額の上限があるんでしょう。(「はい」と言う者あり)それを教えていただけませんか。

樋口建築住宅課長 まず、市町村について、この事業は市町村が補助するときに利用するんですけれども、全市町村が手を挙げております。 一番多いのがやはり大分市ですね。高齢者関係では豊後高田市の希望が多いという状況であり、 ほかは平均的に手が挙がっております。これが 今年度の状況です。

この上限なんですけれども、メニューによって異なっており、子育てと高齢者バリアフリーについては最大30万円、それから3世代同居のメニューについては最大75万円となっております。

木付委員長 表か何かで、ワンペーパーで作って各委員に渡してください。ほかに。

御手洗委員 全体的なことなんですけども、国 交省の直轄の道路という場合は、県は事業促進 に取り組んでいるということなんですが、県が 事業を行うにあたって、各市町村の取組という のはどのようになっていますか。要するに、コ ミュニケーションが図れているのか。例えば、 事業認定しているけれども、なかなか前に進ま ないという部分があるんではないかなと。

阿部土木建築部長 もちろん市町村事業で、補助事業、交付金事業等をやる場合は、県では指導監督、事業執行のための様々な助言を含めて、常に市町村と連携してやっております。

例えば、用地取得が滞っているところについても、こういった手法でこういうことをやっていけば解決策があるということも含めてやっているところです。

御手洗委員 県の担当が直接行って事業に取り 組むよりも、各市町村の担当が率先して取り組 むことの方が大事ではないかと思うんですが、 県から見て率先してやっていない市町村はあり ませんか。どうなんですか。

阿部土木建築部長 具体的な話は抜きにして、確かに我々が事業を進める上で、地元の方の御協力をいただけることほど心強いものはありません。正にそれは事業進捗に直結していると言っても過言ではないと思っています。

県下18市町村、あるいは合併前の58市町村の時代でも雲泥の差がそこに出てくるというのは私の経験で思っております。そういった面で、日頃からコミュニケーションを図りながら、県の事業が滞っているところは全力でフォローしてくれという体制を構築することがやはり大事だと考えています。特段、今困っているとい

う話はちょっとここでは申し上げませんけれども。

御手洗委員 まあ言いにくいんでしょうけれど も、やはり事業そのものは地元からあがってく るものですから、あがってきたやつに取り組む、取り組んでいくと問題が起きてということがあ るんではないかなと思います。そこのところの コミュニケーションもしっかりやって、事業を 決めた以上はスムーズに早く仕上げるという形で取組を強力にやってほしいなと思います。

阿部土木建築部長 もちろん姿勢として、12 土木事務所には企画調査の担当もいますし、各 事業担当者も常日頃から年度当初を含めて管内 の様々な事業の進捗について、あるいは課題に ついて共有していくということを、しっかりと 各事務所で取り組むように指導したいと思いま す。

守永委員 何回も戻って申し訳ないですが、土 砂災害警戒区域の関連で、特別警戒区域は家が 建っていれば特別警戒区域の指定をしているんだ、だから、家が建っていなければ指定をしていないということだったんですけれども、基本的には、この警戒区域内に家が新たに建つことはないという前提で考えているのでしょうか。 もう建てられないよということではないんでしょうけれども、もしそこに建てざるを得ないという方がいらっしゃった時に、現実にどういう対応がなされているのかというのがもし分かれば教えていただきたいんですけれども。

亀井砂防課長 説明不足で申し訳ございません。 大分市のように開発が進んでいるところについ ては、下に家がなくても今後建ちそうなところ は調査をして指定していくという考え方で進め ております。あとの質問はもう一度お願いでき ますか。

守永委員 結局そこに家が建たないものという 想定をしているのかなと何となくイメージをし たんですけれども、例えば、家が建っちゃうと、 突然またそこが特別警戒区域ということになっ ちゃうので、それでまた危ないですよというの も変な話になってきますよね。ただ、どうして もそこに建てたいんだという方がいて、その土 地を所有しているとき、それを止める権限というのがあるのかないのか、その辺の対処の仕方が現実にどうなっているのかというのを教えていただければと思います。

亀井砂防課長 例えば警戒区域内にたまたま家が建っていない土地があって、家が建つスペースがあったと。ここに家を建てる場合、特に特別警戒区域内については、土砂が来ても家が持つような構造であることが求められています。

毛利委員 その構造というのも県がきちっと審査をするんですか。

亀井砂防課長 その辺は建築確認ですので、市が行うことになると思いますし、県であれば県が行うと思います。

毛利委員 何でそういったことを聞くのかというと、さきほどの資料の崖崩れ、赤いところが特別警戒区域、その下にある赤の屋根の家、ここは何もないわけでしょう。ここなら許可をするという認識でいいんですよね。

亀井砂防課長 ここについては、土砂は及ぶけれども、そこまでの大きな被害がないという考え方ですので、構造規制等は入っておりません。 **毛利委員** その辺がよく分からない。今回の耶馬溪の土砂崩れも、砂防じゃないけど鉄骨のものがありましたよね。あれができたのがいつぐらいか分かりませんけど、少なくともあそこでいらかの土砂崩れがあったら、あれが機能して止まるという想定だったと思うんですけど、今回、それをもうはるかに超えたということですよね。ですから、そういったことを踏まえると、この見取り図で見る限り、建物にもよります。

亀井砂防課長 例えばこの崖崩れでしたら、壊れる高さとか壊れる厚さはこれくらいというのを決めており、崖が崩れて家に当たったときの衝撃力と堆積したときの圧力で家がどれくらい壊れるのかというのを確認して赤いエリアを決めております。ですから、それ以外のところについては、やはり山間部ですから、絶対建てるなというとなかなか――権限の規制もあるので、黄色エリアについてはそこまでやっていないと

いう状況でございます。

毛利委員 守永委員が言ったように、県、市町村の権限があるかないかは別としても、やはり今後は指導していきながら、急傾斜地にある住宅、地域の安全性や環境整備を考えていかないと。

これは法律がもっと厳しくあればいいんでしょうけど、その辺も課題になってくるんではないかと思いますので、ぜひ庁内でも議論をしていただきたい。また、国に働きかけることがあるのであればやっていただきながら、我々も一緒に汗をかきたいと思います。よろしくお願いします。

羽野副委員長 16ページ、建設政策課の公共施設のバリアフリー化の件ですが、例えば、県道の歩道のバリアフリー化とか、土木事務所と事業のすみ分けがあれば教えていただきたいんですけど。こういったバリアフリーは土木事務所の権限でやっているとか。この施設は建物を意味しているのか、県道とかの道路も含まれているのか。

湯地建設政策課長 対象が3点ございまして、 道路のバリアフリー、歩道の段差解消ですとか、 そういうものについては土木事務所が施工して います。建物については施設整備課でやってお り、信号等の関係については県警にお願いして いまして、予算を建設政策課がとりまとめてい るというところです。

木付委員長 私から2点、河川課なんですが、中小河川に新設する水位計のデータを一括管理という記事が新聞に出ていたんです。31都道府県は協定を結んでいますということなんですが、大分県は結んでいるのかどうかということが1点。

あと中小河川の緊急治水対策プロジェクトについて、これは去年の12月に国交省が報道発表しているんですけど、このプロジェクトは今年度の予算にどれだけ反映されているのか。透過型の砂防えん堤、あるいは河道掘削堤防整備、そして危機管理型水位計の設置と三つのメニューがあるんですけど、どれぐらいの反映がされているのか、2点お願いします。

後藤河川課長 まず中小河川のプロジェクトについては、当方がまだ情報を押さえておりませんので、すみません、後ほど調べます。

例の中小河川につきましては、事業費的には ちょっと分からないんですが、危機管理型水位 計につきましては46か所を考えております。

亀井砂防課長 昨年、流木が出て大変な被害を起こしたので、砂防えん堤にスリットを入れる対策を施しており、約30か所が対象となっております。

これについては、今回の予算と29年度の補 正予算をいただいていますので、すぐ工事に着 手というわけじゃないですが、設計委託等には ほぼ全て対応しているといった状況となってお ります。

ただし、一部新規もあり、新規事業について は測量からですので、工事はまだ2、3年先に なろうかとは思います。

木付委員長 プロジェクトについては、大分県では土砂立木対策が渓流で32か所、氾濫防止対策の対象区間が10キロメートル、そして水位計、水位監視が47か所ですかね、こういう具体的な数字まで上がっているんです。そういうことが分かれば教えてください。

後藤河川課長 46か所が危機管理型水位計で して、1つは正規の水位計でございます。それ を合わせて47か所ということになっています。 木付委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

木付委員長 ほかに御質疑等もないので、以上 で平成30年度行政組織及び重点事業等の説明 を終わります。

次に、執行部より報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。

藤田土木建築企画課長 今年度、土木建築部に おいて、策定又は変更を予定している計画等に ついて、御説明いたします。

資料の38ページをお開き願います。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画について御説明いたします。

本計画は、計画の概要等の欄に記載のとおり、 平成29年3月に施行された建設工事従事者の 安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づき、新たに策定するもので、適正な請負代金の額、工期等の設定や建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の向上など、四つの基本方針に基づき取り組む内容について定めることとしております。

9月に計画の素案を作成し、パブリックコメントを経て、12月に成案としてとりまとめる 予定としております。

素案を作成した時点と、成案がまとまった時 点で常任委員会で報告させていただくよう考え ております。

野口港湾課長 続きまして港湾課の所管する計画の変更について御説明いたします。

資料の2番目の別府港港湾計画及び3番目の 大分港港湾計画について御説明いたします。

本計画は、一定の水域と陸域からなる港湾空間において、開発、利用及び保全を行うにあたっての指針となる基本的な計画で、港湾法第3条の3に規定されている法定計画です。

平成29年3月に策定された九州の東の玄関口としての拠点化戦略において、別府港は人の流れの拠点、大分港は物の流れの拠点として位置付けられており、今後の拠点化の取組に対応するため、港湾計画の一部変更を行うものです。

今後、国との協議を進め、早期の計画変更に 向けて取り組んでまいります。

豊田都市・まちづくり推進課長 続きまして都市・まちづくり推進課の所管する計画の変更について御説明いたします。

資料の39ページをお開き願います。

大分県国土利用計画について御説明いたします。

本計画は、自然的、社会的、経済的、文化的といったさまざまな条件を考慮し、総合的、長期的な観点に立って、国土の有効利用を図ることを目的として、土地利用の基本構想、利用目的区分ごとの規模の目標及び目標達成に必要な措置について定めたものであり、国が策定する全国計画を基本とするものです。

本格的な人口減少社会を迎え、土地利用の質的向上を進めるため、適切な国土管理を実現す

る国土利用、自然環境と景観を保全、再生、活 用する国土利用、安全、安心を実現する国土利 用を基本方針として全国計画の改定が行なわれ たことにより、全国計画との整合を図るため、 本計画の変更を行うものです。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

守永委員 1番の建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画の関連質問です。

昨年度、週休2日工事の発注を試験的に行う という情報を見たんですけれども、それとの関 連も出てくるのかなというところと、あと昨年 度の実績はどういう状況だったか、もし分かれ ば教えてください。

藤田土木建築企画課長 計画策定の方針につきましては、建設現場で依然として墜落事故ですとか、重機による事故等発生しており、その中で死亡事故につながるような事故も出ていますので、従事者の安全、健康に配慮した総合的な計画を作っていきたいと思います。その中身の一つとして、週休2日制の取組等を盛り込むことも検討していくことになると思います。

湯地建設政策課長 週休2日工事の施行について、途中の段階で、最終の数字ではありませんが、発注工事数が約千件あり、そのうちの133件ほどの施工者が手を挙げていただいたところでございます。

木付委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

木付委員長 ほかにないようですので、以上を もちまして諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかにないようですので、以上を もちまして、土木建築部関係を終わります。 執行部は御苦労さまでした。

[土木建築部退室]

木付委員長 次に県内所管事務調査についてですが、前回の委員会で示した行程案に対して若

干の要望がありましたので、調整をさせていた だきました。

まず、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

木付委員長 以上、事務局に説明させましたが、 御質疑等はございませんか。

[協議]

木付委員長 それでは、この案で決定いたします。

また、調査の際の服装についてですが、昨年 は上下とも県議会の作業着を着ましたが、今年 も同じでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

木付委員長 それでは、上下とも作業着を着用 することといたします。

次に、県外所管事務調査の日程等について御 協議願います。

まず、お手元に配付の検討資料について事務局に説明させます。

[事務局説明]

木付委員長 以上、事務局に説明させましたが、日程や調査地はいかがいたしましょうか。

[協議]

木付委員長 それでは、県外所管事務調査につきましては、7月17日から3日間、実施することとし、ただ今御検討いただきました趣旨に沿って、事務局に実施案を作成させます。

なお、細部については、委員長、副委員長に 御一任願います。

この際、ほかに何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

木付委員長 別にないようですので、これをもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。